

## “二セ”消費生活センター？を案内する新手の架空請求詐欺

### アドバイス

#### 事例

スマートフォンにSMSが届いた。「利用料金が支払われていない。お客様センターに相談するように」という内容で、電話番号が書いてあった。

電話すると、大手クレジット会社を名乗り、「有料コンテンツの未納料金があり、債権回収を依頼されている。債権額は30万円である」と言われた。

心当たりがなかったので、消費生活センターに相談すると伝えたところ、居住地の自治体の消費生活センターの電話番号を案内された。

その番号にかけて相談すると、「その請求は確かなので、支払う必要がある」と言われた。そのため、大手クレジット会社から指示されたとおりに30万円支払った。

その後、また大手クレジット会社から電話があり、「別の有料コンテンツの未納がみつかった。50万円になる」と言われた。

不審に思い調べると、案内された電話番号は、自治体の消費生活センターのものではなかった。

- 消費生活センターに相談しようということを逆にとった手口です。



- 架空請求業者から案内される番号にかけると、「支払うように」とウソのアドバイスをされてしまいます。

- 最寄りの消費生活センターを調べるか、「188(いやや!）」に連絡してください。**「188」は、最寄りの消費生活センターを案内する全国共通の電話番号です。

- 不審なSMSやメール、はがきが届いても身に覚えがない場合は、絶対に連絡してはいけません。

★下妻市消費生活センター  
Tel 0296-44-8632